平成２６年（フ）第２６号
兵庫県加西市北条町古坂１丁目24番地の４
債務者　森本　孝也
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第２９号
兵庫県加東市喜田２丁目14番地１　中村コーポＣ―201号
債務者　野々原美鶴
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第３１号
兵庫県多可郡多可町八千代区中村300番地１
債務者　須原　　美
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第１６６号
奈良市油阪町434番地の２
債務者　平岡　優喜
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第４０号
香川県善通寺市原田町1517番地７
債務者　増田　尚代
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１２５号
兵庫県姫路市北原360番地13
債務者　岸原　三男
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１３３号
長崎県長崎市辻町２番58号　シティハイムクレイン102、旧住所長崎県長崎市銭座町13番10号　メゾンサンライズＢ201
債務者　坂本かおり
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３９号
長崎県長崎市上小島４丁目12番２号
債務者　西山　裕子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４０号
長崎県長崎市戸石町2806番地13　野口アパート201号、旧住所長崎県長崎市戸石町798番地
債務者　山本　　亮
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
沖縄県浦添市屋富祖４丁目６―８―501、住民票上の住所沖縄県宜野湾市志真志２丁目７番10号
債務者　小林　弘幸
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１３５号
沖縄県那覇市天久２丁目29番22号　てぃーだ新都心ビル６階
債務者　菊地　正江（旧姓久手堅）
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１６０号
沖縄県豊見城市字渡橋名160番地　渡橋名県営団地１―308号
債務者　大城　孝信
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第５７号
北海道小樽市花園３丁目９番11号　正和ビル
債務者　岡内　笑子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第６７号
北海道苫小牧市日新町４丁目５番１―603号
債務者　麥倉ゆかり
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第３３３号
仙台市青葉区川平１丁目５番５号
債務者　薄井しげ子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３３号
茨城県鹿嶋市大字平井1182番地28、住民票上の住所茨城県鹿嶋市大字小山1011番地27
債務者　近藤　悌二
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第３３２号
千葉県八千代市八千代台東５丁目８番10号
債務者　清水　浩二
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係